

認定の有効期限 平成25年3月31日



兵庫県告示第629号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成22年6月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 揖保上土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

氏 名
黒 田 晴 道

住 所
たつの市揖保町揖保上234番地

同

黒 田 廣 大

同 市揖保町揖保上176番地

同

佐々木 茂 喜

同 市揖保町揖保上214番地 1

同

嶋 津 良 廣

同 市揖保町揖保上155番地

同

嶋 津 忠 良

同 市揖保町揖保上178番地

同

柴 原 正 行

同 市揖保町揖保中154番地

同

柴 原 晏

同 市揖保町揖保中152番地 1

同

柴 原 敏

同 市揖保町揖保中119番地 4

同

福 崎 勝 之

同 市揖保町揖保中82番地 3

同

前 田 吉 廣

同 市揖保町揖保中29番地11

同

出 田 晃 裕

同 市揖保町今市309番地 3

同

木 下 修

同 市揖保町今市418番地

同

出 田 富 一

同 市揖保町今市433番地 4

同

出 田 俊 裕

同 市揖保町今市231番地 1

同

出 田 信 孝

同 市揖保町今市288番地

監 事

黒 田 昌 憲

同 市揖保町揖保上189番地

同

柴 原 昌 典

同 市揖保町揖保中88番地

同

出 田 啓 之

同 市揖保町今市268番地 1

就任役員

役員の区分

理 事

氏 名
黒 田 晴 道

住 所
たつの市揖保町揖保上234番地

同

嶋 津 良 廣

同 市揖保町揖保上155番地

同

南 村 英 隆

同 市揖保町揖保上211番地

同

黒 田 博 之

同 市揖保町揖保上132番地

同

福 井 孝 良

同 市揖保町揖保上160番地

同

柴 原 正 行

同 市揖保町揖保中154番地

同

大岩根 淳

同 市揖保町揖保中96番地 2

同

柴 原 敏

同 市揖保町揖保中119番地 4

同

福 崎 勝 之

同 市揖保町揖保中82番地 3

同

前 田 吉 廣

同 市揖保町揖保中29番地11

同

出 田 晃 裕

同 市揖保町今市309番地 3

同

木 下 修

同 市揖保町今市418番地

同

出 田 富 一

同 市揖保町今市433番地 4

同

出 田 俊 裕

同 市揖保町今市231番地 1

同

出 田 信 孝

同 市揖保町今市288番地

監 事

黒 田 昌 憲

同 市揖保町揖保上189番地

同

柴 原 昌 典

同 市揖保町揖保中88番地

同

出 田 啓 之

同 市揖保町今市268番地 1

2 北中土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	安 井 隆 昌	丹波市柏原町北中243番地
同	西 野 章	同 市柏原町北中221番地
同	前 川 範 夫	同 市柏原町北中531番地
同	安 井 保	同 市柏原町北中312番地
同	吉 竹 正 裕	同 市柏原町下小倉484・485番地
監 事	大 西 重 治	同 市柏原町北中250番地
同	上 杉 益 生	同 市柏原町北中283番地
就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	大 西 眞	丹波市柏原町北中214番地
同	小 西 紀久夫	同 市柏原町下小倉718番地
同	西 野 章	同 市柏原町北中221番地
同	前 川 範 夫	同 市柏原町北中531番地
同	安 井 保	同 市柏原町北中312番地
監 事	大 西 民 造	同 市柏原町北中252番地
同	上 杉 益 生	同 市柏原町北中283番地
3 東芦田土地改良区		
退任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
監 事	蘆 田 敏 光	丹波市青垣町東芦田1081番地
就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
監 事	小 寺 正 晴	丹波市青垣町東芦田678番地2
4 寺内土地改良区		
退任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	宮 地 政 次	南あわじ市八木寺内1267番地
同	上 田 恵 万	同 市八木寺内1601番地
同	窪 田 良 岱	同 市八木寺内391番地1
同	清 水 昭 男	同 市八木寺内460番地
同	片 山 正	同 市八木寺内710番地
同	山 口 茂 樹	同 市八木寺内923番地
同	前 川 光 利	同 市八木寺内548番地
同	北 川 満 夫	同 市八木寺内227番地
同	北 野 雅 章	同 市八木寺内123番地
同	野 口 昌 敏	同 市八木寺内947番地
同	山 野 恵 男	同 市八木寺内1144番地
同	出 口 良 一	同 市八木寺内1237番地
同	宮 本 良 三	同 市八木寺内1246番地
監 事	宮 地 恒 雄	同 市八木寺内1245番地
同	森 晃 宏	同 市八木寺内206番地
就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	上 田 恵 万	同 市八木寺内1601番地
同	窪 田 良 岱	同 市八木寺内391番地1
同	清 水 昭 男	同 市八木寺内460番地
同	片 山 正	同 市八木寺内710番地
同	前 川 光 利	同 市八木寺内548番地
同	山 口 健 一	同 市八木寺内926番地

同	北 川 満 夫	同	市八木寺内227番地
同	北 野 雅 章	同	市八木寺内123番地
同	野 口 昌 敏	同	市八木寺内947番地
同	山 野 恵 男	同	市八木寺内1144番地
同	出 口 良 一	同	市八木寺内1237番地
同	宮 本 良 三	同	市八木寺内1246番地
同	宮 地 克 寿	同	市八木寺内1280番地
監 事	森 晃 宏	同	市八木寺内206番地
同	宮 地 政 次	同	市八木寺内1267番地

5 入ヶ池郷土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

坂 本 幹 男

山 田 學

中 筋 雅 博

中 嶋 和 義

杉 岡 英 男

井 上 清

山 田 勉

城 谷 隆

南 輝 美

北 谷 明

松 下 清

井 上 富 男

小 山 正 治

住 所

加古郡稲美町北山781番地

同 郡同 町北山716番地

同 郡同 町北山581番地の2

同 郡同 町北山1112番地の2

同 郡同 町北山768番地

同 郡同 町北山276番地

同 郡同 町北山74番地の1

同 郡同 町中村751番地の3

同 郡同 町中村943番地

同 郡同 町中村1784番地

同 郡同 町国岡1216番地

同 郡同 町北山286番地

同 郡同 町北山1126番地の1

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

山 田 學

中 筋 雅 博

中 嶋 和 義

山 田 勉

小 山 博 幸

岡 本 芳 和

北 澤 輝 雄

井 上 登

井 上 成 人

北 谷 明

松 下 清

杉 岡 英 男

井 上 清

住 所

加古郡稲美町北山716番地

同 郡同 町北山581番地の2

同 郡同 町北山1112番地の2

同 郡同 町北山74番地の1

同 郡同 町北山321番地

同 郡同 町北山739番地

同 郡同 町北山784番地

同 郡同 町中村933番地の1

同 郡同 町中村806番地

同 郡同 町中村1784番地

同 郡同 町国岡1216番地

同 郡同 町北山768番地

同 郡同 町北山276番地

兵庫県告示第630号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成22年6月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
大日川土地改良区	平成22年4月19日

兵庫県告示第631号

平成22年度第2・四半期において保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐の面積の限度は、次のとおりである。

平成22年6月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

森 林 計 画 区	単 位 区域名	範 囲 (市・郡・町)	単位区域内に存する皆伐を許される保安林面積(ha)					備 考
			水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	干害防備保安林	保健保安林	計	
加古川	神崎川	川辺郡一円	—	2.40	—	—	2.40	
	武庫川	三田市	195.23	1.04	—	—	196.27	
	神戸地区	神戸市	7.58	44.94	—	34.58	87.10	
	東播地区	西脇市 加西市 加東市 多可郡一円	527.79	101.30	—	10.98	640.07	
揖保川	中播地区	姫路市 神崎郡一円	746.60	133.01	—	59.14	938.75	姫路市(旧姫路市、旧飾磨郡家島町、同郡夢前町及び旧神崎郡香寺町の区域をいう。)
	揖保川	姫路市 たつの市 宍粟市 揖保郡一円	2,037.18	166.00	3.28	31.40	2,237.86	姫路市(旧宍粟郡安富町の区域をいう。) 宍粟市(旧宍粟郡山崎町、同郡一宮町及び同郡波賀町の区域をいう。) 干害防備保安林は宍粟市(旧宍粟郡一宮町に係る区域)に限る。
	千種川	相生市 赤穂市 宍粟市 赤穂郡一円 佐用郡一円	873.16	171.56	—	15.38	1,060.10	宍粟市(旧宍粟郡千種町の区域をいう。)
円山川	円山川 下流	豊岡市	995.95	75.41	0.72	2.92	1,075.00	豊岡市(旧豊岡市、旧城崎郡城崎町、同郡日高町、旧出石郡出石町及び同郡但東町の区域をいう。) 干害防備保安林は旧城崎郡城崎町に係る区域に限る。
	矢田川	豊岡市 美方郡香美町	1,040.18	43.20	3.70	24.86	1,111.94	豊岡市(旧城崎郡竹野町の区域をいう。) 干害防備保安林は美方郡香美町(旧城崎郡香住町に係る区域)に限る。
	岸田川	美方郡新温泉町	464.19	25.80	—	1.42	491.41	
	南但地区	養父市 朝来市	1,543.40	173.55	—	47.04	1,763.99	
加古川	佐治川 ～篠山川	篠山市 丹波市	904.18	117.86	—	24.58	1,046.62	丹波市(旧水上郡柏原町、同郡氷上町、同郡青垣町及び同郡山南町の区域をいう。)
	竹田川	丹波市	109.26	23.11	—	9.20	141.57	丹波市(旧水上郡春日町及び同郡市島町の区域をいう。)
	淡路地区	洲本市 南あわじ市 淡路市	413.23	1.75	—	78.36	493.34	淡路市(旧津名郡北淡町及び同郡東浦町の区域に限る。)
合 計			9,857.93	1,080.93	7.70	339.86	11,286.42	



兵庫県告示第632号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年6月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点計画図作成）
- 2 作業期間
平成22年5月18日から同年7月31日まで
- 3 作業地域
尼崎市東本町1丁目ほか



兵庫県告示第633号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年6月1日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年6月1日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年6月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 4 8 2 号	美方郡香美町小代区大谷3番から 同 郡同 町小代区大谷1番まで	旧	8.0から 8.0まで	47.0	
		新	8.0から 15.0まで	47.0	



兵庫県告示第634号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年6月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画下水道事業尼崎市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和32年3月28日から平成24年3月31日まで
変更後 昭和32年3月28日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第635号

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項及び第3項の規定に基づき撤去し、保管した工作物等につ

いて、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成22年6月1日

姫路港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保管した工作物等
別表のとおり
- 2 当該工作物等の保管の場所

保管した工作物等	保管場所
別表1に掲げる工作物等	姫路市飾磨区中島地先（中島物揚場）
別表2に掲げる工作物等	姫路市網干区網干浜地先（姫路港網干沖小型船舶係留施設）

- 3 保管した工作物等の返還の手続

保管した工作物等の所有権等の権原を有することを証する書面を、中播磨県民局姫路港管理事務所に提出し、返還を受けること。

別表1

整理番号	保管した工作物等の名称、種類、形状及び数量			船舶番号又は船舶検査済票番号	保管した工作物等が放置されていた場所	撤去した年月日時		備考
	名称	長さ(m)×幅(m)	数量			保管を始めた年月日時		
	種類	内色・外色						
1	梯子(鋼製)・ロープ	梯子:2.4×0.4	1	-	姫路市飾磨区中島3031-1番地先	平成22年3月4日8時	同 日15時	
	工作物	梯子:茶(外色)						
2	梯子(鋼製)・ロープ	梯子:2.4×0.4	1	-	同 上	平成22年3月4日8時	同 日15時	
	工作物	梯子:銀(外色)						
3	梯子(鋼製)・ロープ・タイヤ・ブイ	梯子:2.4×0.4	1	-	同 上	平成22年3月4日8時	同 日15時	
	工作物	梯子:白(外色)						
4	コンクリートブロック・タイヤ・ブイ	-	1	-	同 上	平成22年3月4日8時	同 日15時	
	工作物	-						
5	梯子(鋼製)・足場(木製・鋼製)・ロープ・ブイ	梯子:2.4×0.4	1	-	同 上	平成22年3月4日8時	同 日15時	
	工作物	梯子:茶(外色)						
6	浮棧橋(木製)	-	1	-	姫路市飾磨区中島1168番地先	平成22年3月4日8時	同 日15時	
	工作物	-						
7	梯子(鋼製)・コンクリートブロック	-	1	-	同 上	平成22年3月4日8時	同 日15時	
	工作物	梯子:茶(外色)						
8	単管(鋼製)	-	1	-	同 上	平成22年3月4日8時	同 日15時	
	工作物	茶(外色)						
9	足場(木製・鋼製)	-	1	-	同 上	平成22年3月4日8時	同 日15時	
	工作物	-						
10	単管(鋼製)・木杭	-	1	-	姫路市飾磨区中島1139-32番地先	平成22年3月4日8時	同 日15時	
	工作物	単管:茶(外色)						
12	単管(鋼製)・木杭	-	1	-	同 上	平成22年3月4日8時	同 日15時	
	工作物	単管:茶(外色)						

13	浮棧橋（木製）・ブイ	—	1	—	姫路市飾磨区東堀 105-5番地先	平成22年3月4日8時	
	工作物	—				同 日15時	
14	単管（鋼製）	—	1	—	姫路市飾磨区東堀 135番地先	平成22年3月4日8時	
	工作物	茶（外色）				同 日15時	
15	物置棚（木製）	—	1	—	同 上	平成22年3月4日8時	
	工作物	—				同 日15時	
16	梯子（鋼製）	2.4×0.4	1	—	同 上	平成22年3月4日8時	
	工作物	茶（外色）				同 日15時	

別表 2

整理番号	保管した工作物等の名称、種類、形状及び数量			船舶番号又は船舶検査済票番号	保管した工作物等が放置されていた場所	撤去した年月日時		備考
	名称（船名）	長さ(m)×幅(m)	数量			保管を始めた年月日時		
	種類	内色・外色						
11	不明	7.0×2.5	1	235-11319	姫路市飾磨区中島 1139-32番地先	平成22年3月4日8時		
	ヨット（FRP製）	白・紺				同 日10時		

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成22年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 申請のあった年月日 平成22年5月18日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ローゼ

イ 代表者の氏名 清野佳代子

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市延末312番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、病気や育児に不安や悩みを持つ人に対して、全ての人が備えている「こころの治癒力」という知恵を働かせる事業を行うことにより、一人一人が前向きに、そして心豊かな生活を取り戻すことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請のあった年月日 平成22年5月18日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ハーディネス

イ 代表者の氏名 原口百々代

ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市伊勢町8番20-209号

エ 定款に記載された目的

この法人は、引きこもり問題に悩む全ての方々に対し、フリースクールの運営及び情報提供等に関する事業を行い、引きこもり問題の解決に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請のあった年月日 平成22年5月18日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 NPO法人ひかりの家
- イ 代表者の氏名 椿 原 周 造
- ウ 主たる事務所の所在地 神戸市垂水区清玄町4番地の10
- エ 定款に記載された目的

この法人は、地域の障害者・社会的弱者等の継続的な雇用の場の創出や、障害者及び社会的弱者等に対する支援など、地域に根付いた福祉活動を行い、障害者及び社会的弱者等の自立の促進と地域の人々全てが健やかで生き生きとした生活を潤滑に営むことのできる社会づくりに寄与することを目的とする。

4 (1) 申請のあった年月日 平成22年5月18日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人宝塚スポーツアンドフットボールクラブ
- イ 代表者の氏名 高 原 渉
- ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市売布東の町21番1-402号
- エ 定款に記載された目的

この法人は、宝塚市とその近隣市町を中心とした地域の多世代にわたる人々に対して、学校や会社などの組織にとらわれない幅広いスポーツ活動に関する事業を行い、ゆたかなくらしづくりの実現と、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。



特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成22年6月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請のあった年月日 平成22年5月18日

2 特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称 特定非営利活動法人つばさ
- (2) 代表者の氏名 丸 山 定 子
- (3) 主たる事務所の所在地 神戸市西区王塚台7丁目106 第二仲町ビル2F
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、身体・知的・精神障害者及び高齢者が自立した日常並びに社会生活を送ることができるように相談・支援活動に関する事業を行い、身体・知的・精神障害者及び高齢者が生活しやすい社会の構築と地域福祉の向上、増進に寄与することを目的とする。



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成22年6月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地

売払物件

物件 番号	所 在 地	面積 (㎡)	地 目

1	三木市末広1丁目85番3	663.29	宅 地
2	西脇市郷瀬町字測之内519番2ほか	605.87	宅 地
3	神崎郡福崎町東田原字通り堂1231番25	355.94	宅 地
4	宍粟市千種町千草字大寺789番1	181.07	宅 地
5	宍粟市千種町千草字大寺789番2	277.84	宅 地
6	佐用郡佐用町佐用字中町3005番8	287.90	宅 地
7	豊岡市山王町11番2	148.13	宅 地
8	朝来市和田山町和田山字東裏148番4	264.31	宅 地
9	朝来市山東町大月字向大道950番	625.92	宅 地
10	美方郡新温泉町芦屋字水尻853番124	181.15	宅 地
11	丹波市柏原町東奥字下地南之坪268番6	295.86	宅 地
12	洲本市物部1丁目2番9	85.70	宅 地
13	淡路市志筑字脇456番1	789.07	宅 地
14	淡路市北山字大歳224番1ほか	500.60	宅 地

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があつた後、2年間を経過しない者
 - その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - エ アからウのいずれかに該当する事実があつた後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 契約条項を示す場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

(1) 配布場所及び申込場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課

(2) 配布期間及び申込期間

平成22年6月1日(火)から同月24日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

5 入札の場所及び日時

(1) 物件番号1

ア 場所

三木市宿原寺ノ前70
三木庁舎内会議室(詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。)

イ 日時

平成22年7月1日(木) 午前11時から

(2) 物件番号2

ア 場所

加東市社字西柿1075番2
社総合庁舎内会議室(詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。)

イ 日時

平成22年7月1日(木) 午後2時から

(3) 物件番号3

ア 場所

神崎郡福崎町西田原1994番4
福崎庁舎内会議室(詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。)

イ 日時

平成22年7月2日(金) 午前11時から

(4) 物件番号4及び5

ア 場所

宍粟市千種町千草727番2
県立千種高等学校内会議室(詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。)

イ 日時

平成22年7月5日(月) 午後1時30分から

(5) 物件番号6

ア 場所

宍粟市山崎町庄能398番4
宍粟事業所内会議室(詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。)

イ 日時

平成22年7月2日(金) 午後2時から

(6) 物件番号7及び10

ア 場所

豊岡市幸町7番11号
豊岡総合庁舎内会議室(詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。)

イ 日時

平成22年7月7日(水) 午前9時30分から

(7) 物件番号8及び9

ア 場所

朝来市和田山町東谷213番96
和田山庁舎内会議室(詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。)

イ 日時

平成22年7月6日(火) 午後2時から

(8) 物件番号11

ア 場所

丹波市柏原町柏原688番地
柏原総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成22年7月6日（火） 午前11時から

(9) 物件番号12、13及び14

ア 場所

洲本市塩屋2丁目4番5号
洲本総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成22年7月8日（木） 午前11時から

6 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

7 入札に関する条件

- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課
電話 (078) 341-7711 内線 2550・2551



落札者等の公示

WT〇に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成22年6月1日

契約担当者
但馬県民局長 中 塚 則 男

1 落札に係る建設工事の名称及び数量

(一) 円山川水系 与布土川 与布土ダム堤体建設工事

堤高 54.4メートル
堤頂長 145.0メートル
堤体積 104,520.0立方メートル

2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地

兵庫県但馬県民局養父土木事務所 養父市八鹿町下網場320

3 落札者を決定した日

平成22年2月4日

4 落札者の名称及び住所

清水・五洋・森長・香山特別共同企業体 神戸市中央区磯上通4丁目1番13号

5 落札金額

4,809,000,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成21年7月24日

企業庁公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成22年6月1日

契約担当者

兵庫県企業庁姫路利水事務所長 岩田修三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
兵庫県企業庁姫路利水事務所船津浄水場で使用する電気
予定使用電力量 14,638,000kWh
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県企業庁姫路利水事務所 姫路市船津町字平田4552-1
- 3 落札者を決定した日
平成22年4月21日
- 4 落札者の名称及び住所
サミットエナジー株式会社 東京都中央区晴海1丁目8番11号
- 5 落札金額
164,690,480円（税抜き）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成22年3月12日

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第164号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。以下「法」という。）附則第5条に規定する審査（以下「審査」という。）について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定等規則」という。）附則第9条の規定により、次のとおり公示する。

平成22年6月1日

兵庫県公安委員会

委員長 下村俊子

- 1 審査に係る警備業務の種別及び級
 - (1) 空港保安警備業務1級及び2級
 - (2) 施設警備業務1級及び2級
 - (3) 交通誘導警備業務1級及び2級
 - (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級
 - (5) 貴重品運搬警備業務1級及び2級
- 2 実施日時
 - (1) 1級
平成22年7月8日（木）午前9時から午後0時まで
 - (2) 2級
平成22年7月8日（木）午後2時から午後5時まで
- 3 実施場所
神戸市中央区下山手通5丁目6番21号
兵庫県警察本部別館8階 801会議室

4 審査対象者

(1) 1級

検定等規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（以下「空港保安警備」という。）、常駐警備（以下「常駐警備」という。）、交通誘導警備（以下「交通誘導警備」という。）、核燃料物質等運搬警備（以下「核燃料物質等運搬警備」という。）及び貴重品運搬警備（以下「貴重品運搬警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって、同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(2) 2級

空港保安警備、常駐警備、交通誘導警備、核燃料物質等運搬警備及び貴重品運搬警備に係る旧検定であって、旧1級検定又は旧規則第1条第2項に規定する2級に係るものに合格した者

5 審査内容

審査は、審査申請者が、その種別の警備業務に関する知識及び能力を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによって行うが、次に掲げる者については、学科試験及び実技試験の全部が免除され、書面審査のみを行うこととなるので留意すること。

- (1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの（前記(1)に掲げる者を除く。）

6 審査の申請手続

(1) 受付期間

平成22年6月7日（月）から同月18日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）

(2) 審査定員

1級及び2級の合計で30人とする。

(3) 申請窓口

申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）とする。

ア 兵庫県内に住所地を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

イ 兵庫県内に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員にあつては、営業所を管轄する警察署

ウ 兵庫県外に住所地を有する者又は兵庫県外に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員であつて、兵庫県公安委員会が発行した旧検定に係る合格証の交付を受けたものにあつては、当該合格証を交付した警察署

(4) 提出書類

ア 審査申請書1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1枚

ウ 旧規則第8条に規定する合格証の写し

エ 代理人が申請を行う場合は、委任状

オ その他

(ア) 前記(3)のアに規定する住所地を管轄する警察署に申請しようとする者については、住所地を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等住所地が明らかとなる書面をいう。）

(イ) 前記(3)のイに規定する営業所を管轄する警察署に申請しようとする者については、営業所所属証明書

(ウ) 審査申請者の住所地を管轄する警察署とその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、前記(ア)又は(イ)に掲げるいずれかの書面

(5) 申請方法

ア 前記(4)の提出書類を前記(3)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

- イ 申込みは、原則として、審査を受けようとする本人が行うものとする。
- ウ 申込人員が定員に達した時点で申込みを締め切る。

(6) 手数料

1級、2級ともに、4,700円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。
 なお、手数料については、審査申請書の受付後は返還しない。

7 問い合わせ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
 電話 (078) 341-7441 内線3046

正 誤

○平成21年9月1日付け（兵庫県公報第2112号）
 兵庫県告示第968号（公有水面埋立免許の出願に係る関係図書の縦覧）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
28	下から12	190度49分04秒12.00m	190度49分04秒120.00m



○平成22年3月31日付け（兵庫県公報第10号外）
 決裁規程等の一部を改正する訓令（平成22年兵庫県訓令第3号）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
31	下から15	(3) 第2条中地方機関処務規程別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所の項県民局長委任事項の欄19の次に19の2を加える改正規定 平成22年10月1日	(3) 第2条中地方機関処務規程別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所の項県民局長委任事項の欄19の次に19の2を加える改正規定 平成22年10月1日 (4) 第2条中地方機関処務規程別表第1土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄536から538までの改正規定、539及び542から546までの改正規定、同欄547を削り、548を547とし、547の次に548を加える改正規定、同欄551及び552の改正規定、同欄553の改正規定、同項県民局長専決事項の欄41の改正規定並びに同欄42から45までの改正規定 平成22年6月1日